

平成 23 年 3 月 28 日策定

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年 4月 1日～平成26年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標 2：平成 26 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 5 日以上とする。

<対策>

- 平成 23 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 23 年 5 月～ J A 内衛生委員会での検討開始
- 平成 23 年 6 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修会での周知
- 平成 23 年 8 月～ 有給休暇取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組みの開始